平成２５年（フ）第４号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
債務者　工藤　瀧子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４８１号
札幌市清田区清田７条４丁目５番６号
債務者　近藤きよみ
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　篤郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
大分県杵築市大田沓掛277番地
債務者　宮川　岩雄
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　康利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第４７３号
札幌市白石区栄通17丁目８番25―101号
債務者　的場　裕介
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６号
さいたま市南区大字大谷口5571番地
債務者　渡邉伸一郎
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
山形県寒河江市石持町４番17号
債務者　渡辺康壱郎
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１号
愛知県安城市堀内町道下34番地１
債務者　深谷　徳市
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
岐阜県各務原市那加桜町３丁目292番地４
債務者　髙原　克己
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３２号
長崎県長崎市赤迫３丁目５番１―401号
債務者　辻村　祐輔
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３号
沖縄県宮古島市上野字野原616番地５　市営豊原団地１―102号室
債務者　砂川絵里奈（旧姓奥平）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第７８号
北海道北斗市稲里138番地の１
債務者　長井　宏幸
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８０号
北海道北斗市久根別４丁目37番７号
債務者　高橋　千草
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１４号
和歌山県東牟婁郡串本町西向1480番地39　坂畑アパート１号
債務者　井道　竜子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１４２号
さいたま市北区今羽町101番地１　ルーナベルテ壱番館101
債務者　井上　雅也
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
さいたま市西区大字指扇1514番地１　指扇わかば台ハイツＦ棟103
債務者　遠藤　裕太
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
さいたま市北区土呂町２丁目９番地４　おもとビル306
債務者　羽田野英治
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
さいたま市南区文蔵１丁目３番12号804
債務者　砂土　　稔
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
新潟県柏崎市駅前１丁目４番17―502号　市営駅前住宅５号棟
債務者　近藤　光子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係